

国土交通省告示第二百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年三月十六日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 中部電力株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線上越火力線新設工事及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 長野県中野市大字永江字日影並びに大字上今井字芦ヶ沢、字多羅ノ木山、字三ツ峯山及び字立石山地内
長野県長野市豊野町蟹沢字二ツ石地内

2 使用の部分 長野県中野市大字永江字長沢、字日影堰下、字日影、字中道及び字中道下並びに大字上今井字西横沢、字本沢、字芦ヶ沢、字多羅ノ木山、字大澤、字三ツ峯山及び字立石山地内
長野県長野市豊野町蟹沢字深沢、字二ツ石、字金クソ及び字極楽寺並びに豊野町大倉字袖ノ山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県上越市八千浦地内に建設中の上越火力発電所から長野県長野市豊野町地内の新北信変電所までの延長62.7km区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線上越火力線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「特別高圧送電線上越火力線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定に基づき、起業者により、事業用電気工作物の設置又は変更の工事として、その計画が経済産業大臣へ届出されており、法第3条第17号に掲げる電気事業法による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う索道、索道基地、資材搬入路及び支持物工事用地の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である中部電力株式会社は、旧電気事業再編成令（昭和25年政令第342号）第7条の規定により、同社の成立の日において、旧公益事業令（昭和25年政令第343号）第26条の規定による公益事業の許可を受けたものとみなされ、また、電気に関する臨時措置に関する法律（昭和27年法律第341号）に基づき、公益事業の許可を受けたものとみなされている。この公益事業の許可は、電気事業法附則第3項の規定により、同法第3条の規定による電気事業の許可を受けたものとみなされることから、一般電気事業者として同法第18条の規定による電気の供給義務を負っている。

また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、中部電力株式会社は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

得られる公共の利益

中部電力株式会社管内の電力需要は、家電機器の普及やオール電化住宅の増加による電化率の上昇、裾野の広い機械関連業種等の生産活動や商業活動の拡大などを受け、今後も増加するものと想定されており、最大電力需要は、平成19年度実績の2,699万kWに対し、平成24年夏季には2,768万kWに達するものと見込まれている。

これに伴い、景気変動や気象条件、電源の計画外停止等による電力需給の変動に対応するための供給予備力は、平成24年夏季には190万kW、その供給予備率は6.9%となり、電力の供給義務を負う起業者がその安定供給のために必要とする8～10%を確保することができなくなる。

また、中部電力株式会社管内の長野県方面への電力供給の大部分を太平洋側の電源から送電している重潮流の500kV南信幹線（巨長69.7km）は、1回線故障時においても電力供給に支障が生じないように2回線で建設されているが、電力需要の増加に伴い、電力を安定的に供給できる電圧を保つことが困難な状況になりつつあり、平成27年夏季には、そのうちの1回線故障時において、送電限度超過により長野県方面への電力供給に支障が生じるおそれがあると見込まれている。

本件事業は、これらの状況に対処するため、新たな電源として新潟県上越市八千浦地内に建設が進められている上越火力発電所（認可最大出力238万kW）から長野県方面への送電施設として計画された275kVの特別高圧送電線の建設工事であり、当該発電所の運転開始及び本件事業の完成により、平成24年夏季には、管内最大電力需要の約1.7%にあたる48.7万kWを供給することができ、供給予備率は8.6%に改善される。また、長野県方面には太平洋側、日本海側双方の電源から電力が供給されることから、500kV南信幹線の潮流は軽減され、同線の1回線故障時における供給支障の発生を防止できることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象事業ではないため、起業者において、生活環境等に影響を及ぼすおそれのある工事に伴う騒音及び振動について任意の評価を行っており、その結果としては、本件区間のほとんどが山間部を通過するため生活環境等へ及ぼす影響は軽微なものであり、一部市街地部を通過する区間についても、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された建設機械を使用するなど、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することで騒音及び振動の低減を図ることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

失われる利益

起業者が平成6年から行っている本件事業による動植物等への影響に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるイヌワシの飛翔が確認されているが、起業者は、有識者の指導及び助言を踏まえ、防音壁の設置等の保全対策を講じながら工事を行うこととしており、その生息環境に十分に留意して事業を進めることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、すべて発掘調査を完了しており、新潟県教育委員会及び長野県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性

本件事業は、電力の安定供給に必要な供給予備率を確保するために建設が進められている上越火力発電所の発生電力の送電施設として、275kVの特別高圧送電線を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業のルート決定に当たっては、新潟県上越市内の平坦な土地を通過する巨長を極力短くする申請案のほか、鉄塔の基数を抑えてルートの総巨長を極力短くするルート案及び上越市内の集落を大きく北東に避けて他の2案よりも東側を通過するルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、ルートの巨長は中位となるものの、平地の必要面積が最小となり、土地利用に及ぼす影響が最も小さくなること、水田地帯を通過する区間の軟弱地盤対策として工事費が高額な杭基礎にて施工する鉄塔の基数が最も少なく、事業に要する費用が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総

合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う索道、索道基地、資材搬入路及び支持物工事用地の設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、中部電力株式会社管内における電力需要の増加に伴い、平成24年夏季には、電力の安定供給に必要となる供給予備力が確保できなくなり、また、平成27年夏季には、長野県方面への電力供給に支障が生ずるおそれがあるとされていることから、新たに日本海側に建設が進められている電源である上越火力発電所の平成24年7月の運転開始にあわせ、その送電施設である本件事業を計画的に施行する必要性が認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長野県中野市役所及び長野市役所